

(仮称)利根町自治基本条例 参加及び協働の定義(素案)

(定義)

第〇条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (○) 参加 町の政策立案、施策の実施及び評価等の過程において、町民が主体的に関わることをいいます。
- (○) 協働 町民及び町が、目的を共有し、それぞれの役割及び責任に基づき、互いに尊重し、対等な立場で協力することをいいます。